

「小畑川夜桜ライトアップ」企画運営業務 仕様書

1 委託業務名

「小畑川夜桜ライトアップ」企画運営業務

2 背景・目的

洛西地域は、地域の中心を流れる小畑川周辺に約800本もの桜が並ぶほか、西行桜（勝持寺）、千眼桜（大原野神社）、業平桜（十輪寺）といった歴史的背景をもつ桜が多数存在する等、市内有数の桜の名所である。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化が顕著であり、若年・壮年世代のまちづくりの担い手不足が顕在化しつつあるほか、桜をはじめとした魅力ある歴史・文化が多数あるものの、それらの観光資源が地域外のみならず、地域住民にもあまり知られていない状況にある。

洛西地域のこれらの課題を踏まえ本市では、洛西ニュータウンの再生や洛西地域全体の活性化に対する方策を全庁一丸となって推進するため、洛西“SAIKO”プロジェクト推進本部を設置し、本年11月には6分野55アクションで構成する「洛西“SAIKO”（さあ、いこう）プロジェクト ～みんなで進める！実行策とりまとめ～」を策定した。本プロジェクトに基づき、全ての洛西地域の人々が、様々な魅力を味わえる地域の実現を目指し、一気呵成に取組を実施していくこととしている。

本業務は、上記プロジェクトに掲げる「洛西NTタウンセンターの魅力アップ」に資するため、桜の開花時期に合わせて開催される「第29回らくさいさくら祭2024（※）」と連携して、小畑川沿いの桜を夜間にライトアップすることで、洛西地域の桜の魅力を広く発信し、若年世代の交流人口の促進、地域住民の郷土愛の育成、ひいては定住人口の増加や市内観光地の分散化を推進することを目的として実施するものである。

※ 参考：「第29回らくさいさくら祭2024」開催日時（予定）

令和6年3月30日（土）10：00～16：00、17：00～20：00

令和6年3月31日（日）10：00～16：00

3 業務の内容

以下のとおり、「小畑川夜桜ライトアップ」の企画運営を行うこと。

(1) 概要

照明に必要な物品を準備のうえ、指定する箇所（【ライトアップ箇所】参照）の小畑川沿いの桜を夜間にライトアップし、洛西地域の桜の魅力を発信すること。

(2) 開催期間（ライトアップ期間）

令和6年3月30日（土）、31日（日）18：00～21：00

※ 上記時間帯に確実にライトアップができるように、準備・設営、現場での物品管理及び人員配置を適切に行うこと。

(3) 照明の設置、撤去

指定する箇所の子について、1本につき30W程度の照明を1基以上設置してライトアップすること（【昨年度のライトアップの様子】を参考とし、多色の照明も使用した変化をつけた鮮やかなライトアップとすること）。また、70W程度の照明を1基以上設置した象徴的なライトアップスポットを設置すること。照明の電源については、既設の電源を使用することなく発電機等を用いて賄うこと。雨天時も点灯できるように雨対策を講じたうえで、照明を設置すること。

開催期間終了後は、速やかに使用物品を撤去し、原状回復すること。また、「第29回らくさいさくら祭2024」企画運營業務受託業者とも連携して、指定する箇所周辺に来場者のゴミが残されていないか確認し、排出すること。

(4) 「第29回らくさいさくら祭2024」との連携

洛西さくら祭り実行委員会及び「第29回らくさいさくら祭2024」企画運營業務受託業者と十分に打合せのうえ、「第29回らくさいさくら祭2024」と連携した企画とすること。

(5) 広報

SNS等を活用し、本業務及び洛西地域の桜の魅力を広く地域内外へ発信すること。また、「第29回らくさいさくら祭2024」と連携した周知を図ること。

(6) 運営体制等の確保

業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を確保し、確実に業務遂行できる体制を備えること。

(7) 業務の取りまとめ

業務終了後、収支決算、実施内容、写真等を含む実績報告書を作成し、報告すること。

(8) その他

ア 原則として、本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。

イ 契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。

ウ 必要に応じて西京区長と協議し、事前に承認を得ること。

エ 本市が、本事業と同時に開催を予定している「洛西“SAIKO”（さあ、いこう）プロジェクト ～みんなで進める！実行策とりまとめ～」で掲げるマルシェ（サポーター等による持続可能な賑わいづくりにつなげる社会実験）とも協力・連携すること。

オ 上記のほか、独自企画があれば実施すること。

4 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下の書類を電子データで西京区長に提出すること。ただし、第1号の実績報告書は書面でも提出すること。

- (1) 実績報告書（収支決算書を含む。）
- (2) ライトアップの様子を収めた画像データ
- (3) その他西京区長が求める資料

5 版權等について

- (1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、版權等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。また、受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、事前に西京区長の承認を得ること。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の個人情報及び著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

6 その他

上記のほか、本仕様書に明示されていない事項について、業務の性格上必要と認められるものは、西京区長と受託者とで協議を行い決定する。

【昨年度のライトアップの様子】

